



埼玉県母子寡婦福祉連合会情報紙  
 発行:(公財)埼玉県母子寡婦福祉連合会  
 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5  
 埼玉県浦和合同庁舎内  
 TEL 048-822-1951 FAX 048-822-1955  
 ホームページ <http://www.saiboren.or.jp>  
 メールアドレス [info@saiboren.or.jp](mailto:info@saiboren.or.jp)  
**平成 29 年 7 月 号**

**☆母子連では夜間電話相談を実施しています!**

7月19日(水)・8月 2日(水)・9月20日(水)  
 時間:17:15-20:15

お気軽にお電話ください。法律相談に関するお問合せも受付けています。

公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会  
**☎ 048-822-1951**



**☆女性弁護士による無料法律相談**

離婚を考えている方、ひとり親家庭の親または寡婦の方を対象に、無料で法律相談を実施しています。

日程:7月5日(水)・7月19日(水)・8月2日(水)・9月6日(水)・9月20日(水)

時間:13:30-16:00 (一人当り40分間)  
 費用:無料 ※予約制  
 会場:埼玉県浦和合同庁舎(北浦和駅西口徒歩10分)

まずは該当の母子・父子福祉センターにお電話ください。相談員がお話を伺います。

電話受付時間 平日 月~金曜日 午前9時~午後5時

お住まいの母子・父子福祉センター

○東部中央 ☎048-737-2139

○西部 ☎049-283-7991

○北部 ☎0495-22-0104

○秩父 ☎0494-22-6237

さいたま市、川越市、越谷市にお住まいの方は各市で開催している法律相談をご利用ください。

- ・離婚したいけどどうしたらよいの?
- ・養育費や財産分与について知りたい
- ・相続について知りたい
- ・離婚をしたが養育費を払ってもらえない
- ・相手が離婚に応じしてくれない
- ・親権をおたがい譲らない
- ・子どもに会わせてもらえない などなど



**☆ひとり親のためのパソコン教室**

講座名	開催日	申込期間	会場	定員	保育
第2回 基礎・中級 ワード&エクセル講座	7月25日(火) 7月26日(水) (全2日)	6月1日(木)~ 7月13日(木)	彩の国すこやかプラザ 多目的実習室	20	有
第3回 選べるワード・エクセル講座 「就活にむけたスキルチェック&レベルアップ」	9月 2日(土) 9月 3日(日) (全2日)	6月30日(金)~ 8月23日(水)	With You さいたま 視聴覚室	25	有
第4回 選べるワード・エクセル講座 「自分のレベルを確認しよう!」 &就業支援セミナー	10月 5日(木) 10月 6日(金) (全2日)	8月24日(木)~ 9月21日(木)	ウエスタ川越	20	有
第5回 選べるパワーポイント・エクセル講座	11月 3日(金) 11月 4日(土) (全2日)	9月22日(金)~ 10月23日(月)	With You さいたま 視聴覚室	25	有
第6回 基礎・中級 選べるワード・エクセル 講座&就業支援セミナー	1月29日(月) 1月30日(火) 1月31日(水) (全3日)	10月24日(火)~ 1月18日(木)	(未定)	20	有
第7回 パソコン資格取得対策講座 (※午前講義・午後質問形式の講座です。)	2月・3月のうち 開催予定	(未定)	あしたね 明日種パソコン教室 (JR 浦和駅)	8	無

## ☆パソコン教室の申込みは・・・

対象者：ひとり親家庭の親または寡婦  
受講料：無料  
教材費：800円（テキスト代）  
時間：午前10時～午後4時  
保育：未就学児を対象とする  
保育料：無料  
※応募者多数の場合は抽選となります。

往復はがき または メール（申込締切日必着）  
記載項目：①パソコン第〇回（希望の回をひとつ選んで記入してください）②郵便番号・住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号  
※保育希望の場合は「保育希望 子の年齢」を記入  
宛先：〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5  
埼玉県浦和合同庁舎内  
公益財団法人 埼玉県母子寡婦福祉連合会  
E-mail : info@saiboren.or.jp TEL : 048-822-1951

## ☆＜子どもの貧困対策法＞について

知っておこう！



「子どもの貧困対策法」が平成26年1月に施行されてから、3年半が経とうとしています。この法律の目的・理念は①子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。②全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされています。

法律により、国は子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、都道府県は子供の貧困対策についての計画を策定することになりました。そして、政府は毎年1回子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況を公表することとされています。そこで、内閣府のホームページから「平成27年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」を改めて見てみましょう。

### (1)子供の貧困の状況について

①ひとり親家庭の子供の高校卒業後の進学率は41.6%（大学、専修学校等）であり全世帯の進学率73.2%を大きく下回っています。一方で就職率は33%で全世帯の18.2%を大きく上回っています。大学等の進学を諦め就職していく状況が見られます。②子供がいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は54.6%で、全世帯の貧困率16.1%に比べて大変高くなっています。ひとり親家庭の子供が厳しい状況に置かれていることがうかがわれます。

### (2)子供の貧困対策の実施状況について

大綱での貧困対策は大きく①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労支援、④経済的支援、から成り立っています。これらの対策は内閣府のホームページに詳細がのっていますのでご覧頂きたいと思いますが、ポイントをいくつかおさえておきたいと思います。①教育の支援ではア)高校生等奨学給付金制度等による経済的負担の軽減、イ)大学等進学に対する教育機会の提供。高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援の充実と大学生等に対する経済的支援。ウ)生活困窮世帯等に対する学習支援、などでしょう。②生活の支援ではア)保育等の確保を柱とした保護者の自立支援、イ)食育の推進やひとり親家庭等の子供の居場所づくりによる子供の生活支援、ウ)種々の環境に置かれた子供への就労支援がポイントでしょう。③保護者に対する就労支援では、ア)生活支援と就業支援を組み合わせた支援をワンストップで行う就業支援専門員の配置促進や、イ)各種の訓練促進給付金を活用した職業訓練による就労機会の拡大でしょうか。④経済的支援では、ア)児扶と公的年金の併給調整が見直されたこと、イ)母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大でしょう。その他、子供の貧困に関する調査研究では、子供の貧困に関する新たな指標の開発が行われます。また、施策の推進体制では「子供の未来応援基金」が創設され、草の根で支援を行うNPO等への助成が開始されましたが、今後の助成拡大が注目されます。

いずれにしろ、法律の目的・理念を実現するためには真の国民運動になることが必要であり、そのためには私たちも当事者、関係者の一員として運動に参加していくことが重要です。地域との連携、企業との連携、行政との連携をさらに強めていよう努めましょう。〈文責：事務局 尾形〉

## ☆奨学金のご案内！

公益財団法人創通育英財団では、ひとり親家庭等に暮らす学生で広域関東圏の大学・短期大学・専門学校に進学するかたを対象に奨学金を助成しています。募集期間は8月末までです。詳細については、公益財団法人創通育英財団のホームページで確認してください。 <https://www.sotsu-ikuei.or.jp>

### 事務局人事異動

平成29年6月30日退職 飯島 弘  
平成29年7月1日事務局長就任  
後藤公子  
新体制でスタートします。よろしくお願いいたします。

### 母子連の動き

7月23日 関東ブロック母子部長会議（茅ヶ崎市）  
7月29～31日 三菱商事「母と子の自然教室」参加  
9月24日 関東地区母子寡婦福祉研修大会（長岡市）



この広報紙は、赤い羽根共同募金の助成を受けて発行しています。

